

社会福祉法人 アムール

アムール長野 (介護予防) 訪問入浴介護事業

運 営 規 程

アムール長野（介護予防）訪問入浴介護事業所 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人アムールが設置するアムール長野訪問入浴介護（以下、「事業所」という）が行う訪問入浴介護（及び介護予防訪問入浴介護）（以下、「訪問入浴介護等」という。）の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員及び介護職員（以下、「従業者」という。）が、要介護状態（又は要支援状態）にある者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な訪問入浴介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第1条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境に応じて、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 アムール長野 訪問入浴介護事業所
- (2) 所在地 長野市栗田 1568 番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 看護職員・介護職員

看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康状態を把握し、当日の入浴実施の判断及び入浴に当たっての注意事項等を他の従業者に指示し、共に安全で快適な入浴を提供する。

介護職員 2名以上

介護職員は、機材の適切な設置や準備等を行うとともに、他の従業者と協力して安全で快適な入浴を提供する。

2 訪問入浴介護等の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものし、これらの者のうち1人を当該サービス提供の責任者とする。（ただし、

利用者の身体が安定している事などから、入浴により身体の状態等に支障を生ずる恐れがないと、認められる場合においては主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に変えて介護職員を充てることができる。）

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
ただし、盆休(8月14日～8月15日)及び年末年始(12月30日から1月3日までを除く。)
- (2) 営業時間 8:30～17:30

(訪問入浴介護等の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 訪問入浴介護等の内容は次のとおりとする。訪問入浴介護等を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、当該訪問入浴介護等が法定代理受領サービスである時は、その額を利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 衣類の着脱に関する介助
- (2) 洗髪、洗体及び洗顔
- (3) 入浴の介助
- (4) その他、入浴の実施に必要な業務(健康チェック等)
- (5) 入浴、清拭、部分浴に関する相談、助言

2 訪問入浴介護等の提供にあたっては常に利用者の心身の状況、希望、及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。

3 訪問入浴介護等の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対してサービスの提供方法などについて理解しやすいように説明を行う。

4 訪問入浴介護等の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

5 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問入浴介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の実施地域を越えて1kmにつき 20円

6 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族(以下、「利用者等」という。)に対して事前に文書で説明をした上で、利用者等の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

長野市(旧大岡村、旧鬼無里村、旧戸隠村、旧中条村、旧信州新町を除く)

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第8条 訪問入浴介護等を利用するにあたって、利用者及びその家族は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 2時間前までに食事の摂取を済ませること。
- 2 バイタルの安定値を超えた場合は、入浴を中止する場合があること。但し、主治医から指示があった場合にはそれに従うものとする。
- 3 入浴の前後に水分補給を十分に行うこと。
- 4 利用者の身体状況の悪化又は要介護者等の都合により、サービスを利用しない場合は速やかに連絡に今後の予定を調整すること。
- 5 訪問入浴介護等の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒した物を使用する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従事者は、訪問入浴介護等のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

- 2 前項における対応を行った場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第10条 事業所は、提供した訪問入浴介護等に関する利用者等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の処置を講じ、利用者等に説明する者とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。なお委員会についてはテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的開催するために研修計画を定める。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第 12 条 事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 13 条 事業所は、従事者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内

(2) 継続研修 年 2 回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 訪問入浴介護等の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

5 訪問入浴介護等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認する。

6 従業者は、サービスの提供において常に社会人としての見識ある行動をし、従業者としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者等から提示を求められたときは、これを提示する。

7 事業所は、利用者に対する訪問入浴介護等に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間（事故・苦情・身体拘束に関する記録は 5 年間）保存するものとする。

8 従業者は、常に自分の健康管理に注意し、うがい、手洗いを習慣とすること。また感染症に対しても服衣は常に清潔にし、除菌、殺菌に注意をはらうこと。

9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人アムールと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。